

## 石川県後期高齢者医療広域連合 Q & A

令和6年能登半島地震にかかると一部負担金免除対象の判断についてこの免除対象者の基準等については今後の厚生労働省や石川県後期高齢者医療広域連合の発表で変わる場合があります。

下記Q & Aは令和6年4月18日時点での判断となります。

Q：住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災について、準ずる被災とはどのようなものか。

A：経済的損失または生活環境の劇的な変化が住家の全半壊と同等と認められるものについて個別に判断します。

参考例としては、住家自体には被害が無いが土砂崩れ等により取り壊しが必要（生活不能）と判断できるもの、長期避難世帯認定（こちらについては全壊扱い）、施設都合による一時避難（別途回答）等です。

罹災区分の準半壊については、半壊に近い被災という区分ではありますが半壊と同等ではありませんので免除されません。

長期避難世帯の認定は石川県が行います。認定されれば証明書が発行されますので提出をお願いします。自己判断での申述は免除されません。

Q：主たる生計維持者とは誰をさすのか。

A：基本的には世帯主を主たる生計維持者と判断します。

ただし同一世帯員で明らかに世帯主より所得の多いもの（所得額に1割以上の差があるもの）がいる場合はそちらを主たる生計維持者と判断します。

当広域連合で確認可能な所得情報が令和4年中の所得情報になりますので、令和5年中に変動があった場合は申立書の提出をお願いします。

Q：避難所生活等で重篤な傷病を負った場合は一部負担金を免除してもらえるか。

A：災害関連と判断できる場合は免除対象となります。

医師の診断書等の提出をお願いします。

Q：住家の被害は半壊に満たないが、停電や断水を理由に一部負担金を免除してもらえるか。

A：免除されません。

Q：住んでいた借家が全半壊した場合、一部負担金を免除してもらえるか。

A：生活の本拠となっていた住家と認められる場合は免除対象となります。

Q：家を2軒以上保有しており、そのうち1軒が全半壊した場合は一部負担金を免除してもらえるか。

A：生活の本拠となっていた住家と認められる場合は免除対象です。

ご自身または同一世帯人の資産である住家であれば、経済的損失があったとして免除対象となる場合があります。

経済的損失の程度で判断するため、固定資産評価証明書等、資産の状況が判る書類の提出をお願いします。

Q：施設入居者だが、自宅が全半壊したことを理由に一部負担金を免除してもらえるか。

A：ご自身の住所地または同一世帯人の資産である住家であれば、経済的損失があったとして免除対象となる場合があります。

こちらは罹災区分で判断を行います。

Q：施設入居者だが、入居費用を支払っていた者が被災により失業したことを理由に一部負担金を免除してもらえるか。

A：同一世帯人であり、主たる生計維持者と認められるのであれば免除対象となります。世帯分離をされている場合は免除対象外となります。

Q：施設入居者だが、施設が全半壊等したことを理由に一部負担金を免除してもらえるか。

A：生活の本拠となっている施設が全半壊等し、施設都合により別の施設へ一時避難が必要となった期間（一時避難を開始した日から施設の状況が回復した日まで）について一部負担金が免除されます（最長令和6年9月30日）。ご自宅や親戚宅等へ一時避難された場合は個別判断となります。

1月1日時点入居者であったことと、入居されていた施設名義等での一時避難が必要であった期間が判る書類等の提出をお願いします。

施設の全半壊等により資産に重大な被害があった場合は一時避難が必要であった期間に関わらず令和6年9月30日まで免除の対象となる場合があります。

自己都合により施設の利用を中止した場合は免除対象外となります。

Q：施設入居者だが、施設に被害はなかったものの停電や断水等により一時避難することとなった。この場合、一部負担金を免除してもらえるか。

A：生活の本拠となっている施設の都合により一時避難が必要となった期間（一時避難を開始した日から施設の状況が回復した日まで）については一部負担金が免除となります。（最長令和6年9月30日まで）

1月1日時点入居者であったことと、入居されていた施設名義等での一時避難が必要となった期間が判る書類等の提出をお願いします。

自己都合により施設の利用を中止した場合は免除対象外となります。

Q：震災発生時に入院（療養入院）していたが、震災の影響で病院都合により他の病院へ転院することとなった。この場合、一部負担金を免除してもらえるか。

A：免除されません。

転院により1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた部分については石川県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の支給があります。

Q：被災後に転居したが、引き続き一部負担金を免除してもらえるか。

A：転居先が石川県内であれば引き続き免除します。また石川県外に転出されても住所地特例により石川県後期高齢者医療の被保険者であれば引き続き免除します。

石川県外に転出され石川県後期高齢者医療の被保険者でなくなった場合、石川県後期高齢者医療の免除対象者では無くなります。引き続き免除を受けられるかは転入先の後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。